

ドイツ税関による日 EU・EPA ガイダンス
(2019年8月8日版) (仮訳)

2019年8月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

本資料は、ドイツでの輸入における日 EU・EPA 運用を目的としてドイツ税関が作成したガイダンスを、ジェトロが日本企業の日 EU・EPA 活用の参考用に日本語に仮訳したものです。翻訳であるため、記載内容の補足や解釈をジェトロで加えることはできませんので、参考資料としてご利用願います。

実際のドイツでの日 EU・EPA 運用に関するご不明な点は、ガイダンスの原点をご参照いただくと共に、ドイツ税関窓口に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもドイツ税関の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、ドイツ税関はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the publication of German Customs Authority. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of German Customs Authority. The Authority is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

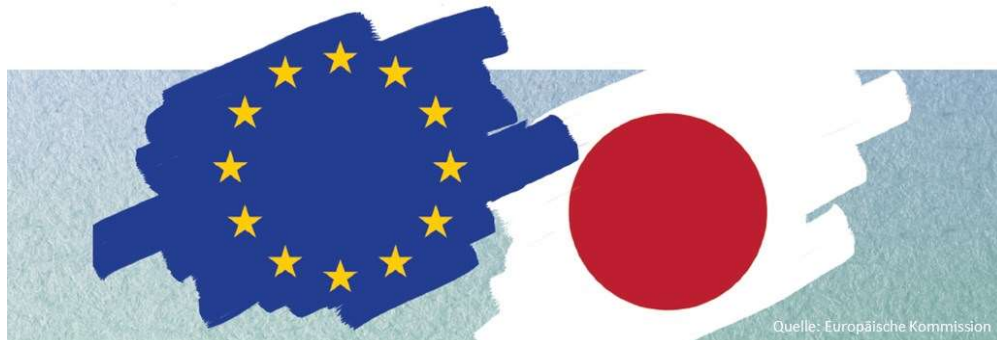
https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Warenursprung-Praeferenzen/WuP_Meldungen/2019/wup_freihandelsabkommen_eu_japan.html
https://www.zoll.de/EN/Home/home_node.html, © German Customs, 2019



日 EU・EPA

ガイダンス

(2019年8月8日版)



経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU・EPA）は 2018 年 12 月 27 日付の欧州連合（EU）官報 L330 に掲載された。

本協定は 2019 年 2 月 1 日に発効した（2019 年 1 月 11 日付 EU 官報 No. L9 に掲載）。

他の自由貿易協定では通常「原産地議定書」が別途規定されるが、本協定においては第三章にて特惠原産地規則および原産地手続が規定されている。協定の第三章は第 A 節（原産地規則）、第 B 節（原産地手続の規則）、第 C 節（雑則）に分類される。附属書三-B は品目別原産地規則（加工リスト）、その前の附属書三-A は品目別原産地規則の注釈である。本ガイダンスでは、日 EU・EPA の原産地規則の主要な内容を解説する。これまでの EU の自由貿易協定との相違点に焦点を当てる。

2019年7月25日版との相違点は斜体で記載する。

目次

適用および経過規定

発効	6
欧州委員会によるガイダンス	6
経過規定（第三・二十九条）	6

定義

定義（第三・一条）	7
-----------	---

手続規則

関税上の特惠待遇の要求とその根拠（三・十六条）	8
原産地に関する申告（第三・十七条）	9
適用される原産地規則の原産地に関する申告への記載	13
サプライヤー証明書への影響	16
登録輸出事業者（REX）	17
REX ナンバーを使用する場合の原産地に関する申告の申告文	18
輸入者の知識（第三・十八条）	20
原産品であるかどうかについての確認・検証（第三・二十一、二十二条）	21
原産地に関する事前教示の義務（第四・七条）	23

原産地規則

関税の払い戻し・関税免除の禁止（ドローバック禁止）	25
原産品の要件（第三・二条）	25
品目別原産地規則（附属書三-B）及びその注釈（附属書三-A）	26
品目別原産地規則の具体例	29
特定の車両及び車両の部品に関する規定（附属書三-B に関する付録三-B-1）	30
十分な変更とはみなされない作業又は加工（第三・四条）	31
累積（第三・五条）	32
許容限度（第三・六条）	33
会計の分離（第三・八条）	34
変更の禁止（第三・十条）	35
返送される産品（三・十一条）	36
付属品、予備部品、工具（第三・十二条）	36
梱包・包装材料（第三・十四条及び第三・十五条）	37

適用および経過規則■

発効

この協定は 2019 年 2 月 1 日に発効した（2019 年 1 月 11 日付 EU 官報 No. L9 に掲載）。

欧州委員会によるガイダンス

欧州委員会は日 EU・EPA の特定の項目に関し、ウェブサイトに英語でガイドラインを掲載している。以下のリンクから閲覧できる。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en

経過規定（第三・二十九条）

日 EU・EPA に基づく関税上の特惠待遇を与えられるか否かの決定は、製品の製造や発送の時点によらない。この協定の規定は第三・二十九条にもとづき、第三章の規定に適合する産品であって、協定の発効日に、輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの又は輸入締約国において輸入税を納付することなく、税関の管理下（EU 内の保税倉庫やフリーゾーンでの一時的な蔵置）にあるものについて適用することができる。

ただし、同日から十二月カ月以内に輸入締約国の税関当局に対し、第三・十六条に規定する関税上の特惠待遇の要求が行われることを条件とする。

定義（第三・一条）

（第三・一条）は特に以下の定義を定める。

輸入者 輸入者とは、原産品を輸入する者であって、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求するものをいう。

輸出者 輸出者とは、締約国に所在（居住）する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を**輸出**、または**生産**し、原産地に関する申告を作成するものをいう。（これにより、**生産者**も輸出者とされる。）

第一・二条（r）の定義にもとづき、「者」とは自然人又は法人をいう。

「**材料**」とは、物又は物質であって、製品の生産において使用されるもの（構成要素、成分、原材料及び部品を含む）をいう。

「**非原産材料**」とは、第三章の規定に従って原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む）をいう。

「**産品**」とは、生産によって生ずる物又は物質（他の産品を生産するための材料としての使用を目的とするものを含む）をいう。

原産地規則の運用において重要な用語は、**品目別原産地規則の注釈**（附属書三一A）においても定義される。とくに注釈四においては産品の**課税価額**、**工場渡しの価額（EXW）**、**本船渡しの価額（FOB）**が定義されている。

関税上の特惠待遇の要求とその根拠（三・十六条）

一方の締約国の原産品について、他方の締約国において、関税上の特惠待遇を受けることができる。これは、輸入者が要求することによって得られるが、輸入者は関税上の特惠待遇の要求の正確性及び第三章に定める要件の遵守について責任を負う。

日 EU・EPA における関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

他の自由貿易協定にもみられる、輸出締約国で作成される特惠証明に相当するものとして、本協定においては、輸出者によって作成される**原産地に関する申告**に基づく。あるいは、産品が原産品であることについての**輸入者の知識**に基づく¹。

上記の関税上の特惠待遇の要求の根拠は、所定のコードとともに税関への輸入申告に記載する。

原産品の再輸入

特惠待遇は他方の締約国の原産品に関してのみ、つまり EU の原産品が日本に輸入される場合あるいは日本の原産品が EU に輸入される場合に与えられる。EU の原産品が日本から EU に（再）輸入される場合や、日本の原産品が EU から日本に（再）輸入される場合は、特惠待遇の対象外である。

¹ 訳注：日 EU・EPA における関税上の特惠待遇の要求については、ジェトロ「日 EU・EPA 解説書 5-2-1 特惠待遇の要求」も参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa201908.pdf

原産地に関する申告（第三・十七条）

関税上の特惠待遇の要求が、輸入者の知識に基づくのではない場合（13 頁参照）、以下が適用される。

公式の特惠証明書の発行は想定されておらず、原産地の証明はあくまでも輸出者による自己証明、すなわち輸出者が作成する原産地に関する申告によって行われる。作成の期日については規定しない。

付属書三-D に規定する申告文（ドイツ語版では Ursprungserklärung² と称されている）を用いてインボイスその他の商業上の文書上に作成し、原産品について特定することができるよう十分詳細に説明する。原産地に関する申告を別途用意する場合は、インボイスその他の商業上の文書にその文書の存在を、例えば書類番号等を明記して明確に記載する。それにより、この文書はインボイスその他の商業上の文書の一部とみなされる。

原産地に関する申告の形式の規定

原産地に関する申告は

- 一回限りの輸送に適用できる。その作成の日から十二カ月間有効である。または
- 同一の製品の二回以上の輸送（複数回輸送）で、原産地に関する申告に記載する十二カ月を超えない期間内に行われるものに適用できる。

同一の製品とは、複数回輸送用の原産地に関する申告に記載されている製品に完全に一致し、同一の条件下で原産品としての資格を得た製品である。この判断ができるように、原産地に関する申告を含む商業上の文書に記載する製品説明は十分に明確でなければならない。

- 付属書三-D の申告文に関する脚注（3）に基づき、原産地として「欧州連合（EU）」または「日本国」と記入する。
- 原産地に関する申告には、輸出者の名を記載しなければならないが、署名は不要である。社判（社印）も不要である。

² 訳注：このガイダンスでは、「原産地に関する申告」に相当するドイツ語として Erklärung zum Ursprung (EzU) が使われ、協定のドイツ語版で使われる Ursprungserklärung は誤った用語とされている。

- 第三・十七條第1項にもとづき、原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報（当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む）に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。
- 第三・十七條第2項にもとづき、附属書三-Dに規定する申告文のうち一の言語を用いる。翻訳文の提供は必要ない。

申告の作成の時期

この協定では、他の原産地証明ルールとは異なり、事後の作成は明確に規定していない。しかしながら原産地に関する申請は、関税上の特惠待遇を要求する以前に作成されなければならない。

EUでの輸入に関しては、原産地に関する申告が既に存在し、提供されれば、（EUでの）自由流通のための税関申告の際に、関税上の特惠待遇が直ちに適用され得る。しかしながら、原産地に関する申告がまだ届いていなければ、輸入関税の免除ないし還付の申請（ルール）に基づいて特惠関税を要求することもできる。

日本での輸入に関しては、異なる規則が適用される。³。

追加的説明の要請はない

産品が日EU・EPA第三章に定める要件を満たしている点について（輸入国税関が輸入者に対して）追加的に説明を求める可能性について、第三・十六條第3項に記載があるが、これは輸入に際して必ずしも要求されるものではない。

すなわちEUの輸出者は、日本の輸入者からの要請があったとしても、原産地に関する申告の他に説明や生産方法や材料の価額などに関わる情報を追加的に提供する義務はない。追加的説明がなくとも、関税上の特惠待遇が日本によって否認される根拠にはならない。

³ 関税の免除及び還付に関しては、欧州連合関税法典（Union Customs Code : UCC、欧州議会・理事会規則 952/2013）第116条～123条で規定される。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1521191466211&uri=CELEX:02013R0952-20161224>

欧州委員会「還付及び免除にかかるガイダンス」

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/rem-rep-guidance-en.pdf

詳細はウェブサイト www.zoll.de に掲載されている 2019 年 3 月 21 日付の専門ニュース (Fachmeldung) で解説されている。

さらに、特恵関税を利用するために、原産地に関する申告に加えて、原産地証明書などの追加文書を提出する必要はないこととなっている。

輸出者のステイタス

第三・十七条には輸出者へのステイタスに関する要件は記載されていないが、附属書三-Dの申告文の注2では、通常、輸出者を特定できる参照番号を記載することとしている。

日本国の輸出者については、当該参照番号は「日本国の法人番号」(JCN)とする。

欧州連合の輸出者については、欧州連合の法令にしたがって割り当てられる番号とするが、EU 関税基準に関する欧州委員会実施規則¹(英 IA implementing act)第六十八条の規定により、以下が可能である。

- 一度の輸送における原産品の価額が6,000 ユーロを超えない場合は、**各輸出者**の原産地に関する申告。
- 登録輸出事業者(REX)による原産地に関する申告。登録番号(REX ナンバー)を明記のこと。

原産地の代替証明

欧州連合内でさらに輸送され、その途上で分割されるなど、特別なケースにおいては、EU に到着した産品輸送の特恵適用のための書類を、さらに一部あるいは複数部の書類で代替する必要が生じ得る。この目的で、代替原産地証明書を作成することができる。

日 EU・EPA は、代替原産地証明書の作成に関する規則は定めていないが、権限を与えられた事業者あるいは登録輸出事業者(REX)が、EU 関税基準に関する欧州委員会実施規則第六十九条第2項に定める書式でこれを作成することができる。これは具体的には、附属書三-Dの申告文を用いた「原産地に関する代替申告」となる。

¹ 2015年11月24日付欧州委員会実施規則2015/2447、欧州議会と欧州理事会によるEU 関税基準設定に関する規則(No. 952/2013)の実施についての詳細

適用される原産地規則の原産地に関する申告への記載

日 EU・EPA における原産地に関する申告の特徴は、その申告文の後に（附属書三- D）注 4 の通り、適用される原産性の基準を記号で記載することである。すなわち、適用される原産地規則を記号で記入する。

記号	条項ごとのケース	適用される原産地規則
A	第三・二条 1 (a) に規定する産品	第三・三条に定める通り締約国において完全に得られ、又は生産される産品
B	第三・二条 1 (b) に規定する産品	一方の締約国の 原産材料のみ から生産される産品
C	第三・二条 1 (c) に規定する産品。 当該産物に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する	非原産材料を使用して生産される産品で、附属書三-B に定める全ての関連する要件を満たすもの (品目別原産地規則)
C	1	関税分類の変更基準
C	2	非原産材料の最大限の割合または最小限の域内原産割合の基準
C	3	特定の生産工程の基準
C	4	付録三-B-1 第三節の規定（特定の車両及び車両の部品に関する規定）の適用がある場合
D	第三・五条に規定する累積を適用する場合	相互の累積
E	第三・六条に規定する許容限度を適用する場合	一般的な許容限度または統一システム (HS) 第 50 類から第 63 類までに分類される産品について附属書 三-A 注釈六から八までに定める特定の許容限度

原産性基準の記号についてのガイド:

- 原産地に関する申告に原産性基準の記号が記載されていない場合、欧州連合への輸入に際して特惠待遇が否認される。
- インボイス又はその他の商業上の文書に、異なる原産性基準が適用される複数の品目が含まれる場合、同一の書類上のそれぞれの品目につき個別に原産性基準の記号を記載しなければならない。例えば、文書上の品目の記載カ所に直接記入するか、文書の一部となる一覧表に品目の番号とそれぞれの原産性基準の記号を記入することも可能である。

欧州連合への輸入の場合、どの品目に該当するのか**特定できる**原産性基準の記号が記載されていない場合も、特惠待遇の要求が否認される。

- 一つの項の原産品資格を取得するために複数の原産性基準を同時に満たさなければならない場合は、すべてを記載する。例えば原産品資格が関税分類の変更に基づくものであり、同時に価額方式に基づくものでもある場合、原産性基準の記号は「C12」である⁴。
- 原産材料に関して材料の供給者が通知した原産性基準の記号については、この素材が作業又は加工処理の材料として使われた場合、原産地に関する申告に記載する必要はない。
- 統一システムの適用に関する通則 3(b) と 3(c) で定める二つ以上の項に属するとみられる物品の原産品資格の取得に関しては、まだコードが設定されていない。現在、日本国との間でコードの調整が行われている。

コード組み合わせの可能性:

- A は他のコードと組み合わせることができない。
- B は D とのみ組み合わせることができる。E との組み合わせは不可。
- C は必ず少なくとも 1 つの数字が併記される。
- D は B または C と組み合わせなければならない。
- E は C とのみ組み合わせることができる (C2 を除く)。B との組み合わせは不可。

- リストの規則にもとづき原産品資格の取得にいくつかの方法がある場合、(例えば第 28.01 項から第 28.53 項の場合は CTH、特別な製造工程又は価額規則が適用されるな

⁴ 訳注：原文表記が「C12」となっているが、原産性基準の記号「C1」及び「C2」を両方満たすことを示す際の表記例と理解される。なお、日 EU・EPA の品目別原産地規則では、複数の原産性基準が併記されている場合、基本的にそのいずれかを満たせばよく、同時に満たす必要はない。

ど)は、実際に適用した基準を記載する。複数あるいは全ての基準が満たされている場合、記号も任意に選択できる。

サプライヤー証明書への影響

製品の輸出者がその製造者ではない場合でも、適用した原産性基準を原産地に関する申告に記載する義務がある。つまり、原産地に関する申告を不備なく作成するためには、輸出者は商品についてサプライヤーから提供される情報を入手する必要がある。

日本との商品の流通のためにサプライヤー証明書を作成し、必要な記載を規定の文言に補足的に追加することができる。サプライヤーが商品受領者に対して他の方式で別途明記することも可能である。

登録輸出事業者（REX）

登録輸出事業者の登録システム（REX）は、当初、開発途上国との商品取引における欧州連合の一般特惠制度の一環で導入された。日 EU・EPA においても適用される。

認定輸出事業者のステイタスとは異なり、REX システムには許可は不要であり、データベースへの簡単な登録で良い。2017 年 1 月 1 日より登録が可能で、本システムを採用するすべての商品取引に有効である。すでに登録済みの事業者は日 EU・EPA のために追加登録する必要はない。

一般特惠関税制度の枠外における輸出事業者の登録のための法的根拠は、EU 関税基準に関する欧州委員会実施規則第六十八条と、同条で言及されている同実施規則のその他の規定の準用である。

REX システムには、EU 関税基準に関する欧州委員会実施規則の付録 22-06A に定める書式で登録を申請する。申請先は、通常、申請者が特惠制度にかかる経理を行っている行政地区の税関（Hauptzollamt⁵）である。電子記入が可能な申請フォーマット 0442 の使用がドイツでは義務付けられている。フォーマットは連邦財務管理局のフォーマット管理システム（Formular-Management-System）にてオンラインで提供されている。Zoll online でも入手できる。記入済みの申請書を印刷し、署名して税関（Hauptzollamt）に提出のこと。

登録輸出事業者に交付される登録ナンバー（REX ナンバー）は、規定通りの記載方法で原産地に関する申告に記載しなければならない。ナンバーの構成は以下の通りである。

一桁と二桁	DE ドイツの国略号
三桁から五桁	REX 登録輸出事業者を表すコード
六桁から九桁	登録した税関（Hauptzollamt）の所在地を表す記号
十桁から十三桁	四桁の通し番号

例) DEREX87500013

REX に関わる詳細情報は、ドイツ連邦税関管理局のサイト www.zoll.de ならびにそこに掲載されている「欧州連合における輸出者と再輸送者のための登録輸出事業者（REX）にかかる手引書」を参照のこと。

⁵ ドイツでは約 40 の主要都市に税関（Hauptzollamt）が、空港・港湾等約 250 か所に各税関管轄下の支署（Zollamt）が設置されている

REX ナンバーを使用する場合の原産地に関する申告の申告文

原産地に関する申告文は文言が定められており、公開されている複数ある言語版の一つを用いて輸出締約国の法や規則を遵守して作成する。原産地に関する申告を手書きで作成する場合は、インクを用いて活字体で記す。以下の注釈事項に則して作成のこと。注釈を申告文に含める必要はない。

日本語による申告文:

(期間: _____ から _____ まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号..... (注2)) は別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地..... (3)が特惠に関わる原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準⁽⁴⁾)

(場所及び日付⁽⁵⁾)

(輸出者の指名又は名称 (活字体によるもの))

-
- (1) 原産地に関する申告を第三・十七条5 (b) に規定する同一の製品の二回以上の輸送について作成する場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、12 カ月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄とすることができる。
 - (2) 輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号 (JCN) とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。
 - (3) 産品の原産国 (欧州連合または日本国) を記載する。
 - (4) 場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。
 第三・二条1 (a) に規定する産品については「A」
 第三・二条1 (b) に規定する産品については「B」
 第三・二条1 (c) に規定する産品については「C」当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。
 関税分類の変更の基準については「1」
 非原産材料の最大限の割合 (価額に基づくもの) または最小限の域内原産割合 (価額に基づくもの) の基準については「2」
 特定の生産工程の基準については「3」
 付録三- B-1 第三節の規定の適用がある場合については「4」
 第三・五条に規定する累積を適用する場合には「D」
 第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には「E」
 - (5) 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

英語版:

(Period: from _____ to _____⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No DEREK.....⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... preferential origin⁽³⁾.

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

(Place and date⁽⁵⁾)

(Printed name of the exporter)

備考:

2018年12月27日付欧州連合官報 No. L 330 の PDF 文書に掲載されている申告文のうち、(ドイツ語版と英語版も含む)いくつかの言語版では脚注の通し番号が正確でない。このガイダンスでは(日本語版とイタリア語版同様)脚注を1 - 2 - 3 - 4 - 5 という順で記載している。

また、ドイツ語版の付属書三-Dにおいては、原産地に関する申告の訳語としての確な Erklärung zum Ursprung (英語: statement on origin) の代わりに Ursprungserklärung という用語が用いられている。

輸入者の知識（第三・十八条）

一方の締約国の原産品は、もう一方の締約国において輸入者の知識に基づいて関税上の特惠待遇を要求することができる。第三・十八条の規定は以下の通り。

産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であることおよびこの章に定める要件を満たすことを**示す情報に基づくものとする**。

したがって、輸入される産品の原産品資格を確実に示す情報と、輸出者あるいは生産者から提供された（又はこれから提供される）証明を輸入者が入手している場合にのみ、この方法をとることができる。例えば、輸入事業者と輸出事業者が関係会社であり、必要なデータの（電子）アクセス権を共有している等の場合、これが該当する。

輸入者が入手しておく必要のあるデータや情報については、税関当局が原産品資格の確認のために輸入者から要求できる情報について規定している第三・二十一条を参照。

なお、輸入者の知識に基づき関税上の特惠待遇を請求する目的で、原産地証明書などの追加の文書を作成する必要はないことになっている。

詳細は次章「原産品であるかどうかについての確認」を参照。

原産品であるかどうかについての確認・検証 (第三・二十一、二十二条)

従来の自由貿易協定とは異なり、他方の締約国の原産品であるかどうか、他の要件を満たすかどうかの確認は、関税上の特惠待遇の要求の根拠が輸入者の知識であるか、原産地に関する申告であるかに関わらず、第三・二十一条にもとづき、輸入者に対して行われる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、製品の引き取りの前又は製品の引き取りの後に確認を行うことができる。

税関当局は輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む）に基づく確認を行うことができる。情報を要求できる事項は第三・二十一条第2項に規定されている。輸入者は情報提供の要求があればそれに応じる義務を負う。

第三・二十一条2に基づき、製品の関税分類（税関への輸入申告の際に届け出たHS分類）、該当する場合は第三・十条に規定する変更の禁止を遵守したことに関する記載の他、**適用された原産性の基準**も必要である。場合によっては以下も必要となる可能性がある。

- 生産工程についての簡潔な記載、必要であれば特定の記載。
- 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料および非原産材料についての記載。
- 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）。
- 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、製品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料および原産材料の価額。
- 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、製品の重量及び製品に使用された関連する非原産材料または原産材料の重量。
- 関税分類の変更に基づくものである場合には、原産性の基準及び全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく二桁番号、四桁番号または六桁番号の様式によるもの）を含むもの。

関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合、輸入者は第三・二十一条2に規定する情報を提供しなければならない。輸入締約国の税関当局は輸入者に対して上記以外にも特定の文書および情報の提供を要求することができる。

この方法で特惠待遇を要求する場合、第三・二十二条に基づく輸出締約国の当局に対する情報提供要請は行われない。

但し、特惠待遇の要求の根拠が**原産地に関する申告**である場合、輸入者自身が、材料の価額及び関税分類等の必要情報を把握していない、あるいは入手できない状況が頻繁に生じることが想定される。これらの情報は、輸出者からのみ取得できるものである。上記の場合、事業に関する機密情報の漏洩を防ぐために、要求された情報の全部又は一部の項目を輸出者が輸入国の税関当局に直接提供することが出来る。この方法を選択した場合、輸入者がその旨を輸入締約国の税関当局に通知する。

要求された情報を輸入者が提供できず、輸出者からも通知されない場合は、輸入締約国の税関当局が第三・二十二条に基づき情報提供を要請する。

原産地に関する申告における第三・二十二条に基づく情報提供要請

輸入締約国の税関当局は輸出締約国の税関当局に対して、産品の原産品としての資格を確認するために必要な情報の提供を要請する。この情報提供の要請は当該産品の輸入後 2 年以内に行われなければならない。

この方法は、他の自由貿易協定における従来の確認手続きと部分的に共通しているが、輸出締約国の税関当局が原産地に関する申告の真偽と正確性について表明するほか、輸入締約国に下記の情報を提供する点において従来の手続きとは異なる。

- 入手可能な場合には、要請された文書
- 産品の原産品としての資格についての**意見**
- 審査の対象となっている産品についての記載及び原産地規則の適用に関連する関税分類
- 産品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
- 実施された審査の方法についての情報
- 適当な場合には、裏付けとなる文書

情報提供要請手続きにおいても、締約国は秘密の取り扱いに関する第三・二十五条の規定を遵守しなければならない。

原産地に関する事前教示の義務（第四・七条）

第四・七条の規定によれば、各締約国は自国の税関当局を通じて、当該締約国の規定に基づき「関係する物品に与えられる待遇を定める」事前の教示を行う。この事前教示は物品の原産地（第三章の規定に基づく原産品としての特恵的資格を含む。）を対象とする。

事前教示は、物品の原産地を対象とするという意味において、欧州連合の関税法典に基づく「拘束的原産地情報に関する決定（BOI 決定、ドイツでは vUA 決定）」に相当し、他国との特恵規則と同様である⁶。しかし、日 EU・EPA では原産地証明の仕組み自体が異なるため、事前教示における拘束力のあり方が異なる。本協定では、形式的な特恵証明（輸出国の税関当局が発行するもの）や認定輸出業者に与える許可は規定されていないため、輸出締約国においてのみ拘束力のある vUA 決定を、輸出締約国において輸出者に与えても、目的に合わない。

したがって、EU から日本へ発送する予定の物品に対する書面の原産地事前教示は、原則として日本における管轄当局に申請し、日本の管轄当局が発行するものである。これは EU における輸出者又は日本における輸入者が申請する。

また逆に、日本から EU に発送する予定の物品について、拘束力のある書面の原産地事前教示を欧州連合の関税法典に基づいて EU の管轄当局に申請することができる。その場合、事前教示は vUA 決定の形式で発行できる。この申請は、EU における輸入者又は日本における輸出者が行う。日本の輸出者が申請する場合は EU 内の代理人を立てるか vUA 決定を申請する予定の加盟国において登録する（EORI 番号を取得する）必要がある。

但し、日本国内の輸出者は EU の居住者ではないため、関税申告者にはなれず、vUA 決定の受領者と関税申告者が一致しないことになる。この場合、日本の輸出者に発給された vUA 決定は輸入手続きにおいて税関当局に対して拘束力を有しない。

⁶ 訳注：EU の事前教示制度詳細についてはジェトロ調査レポート「EU 加盟各国における特恵原産性の事前教示制度（2018 年 12 月）」も参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/1a55b60986d7f01e.html>

代理人による vUA 決定の申請

EU における vUA 決定は、直接代理又は間接代理を立てて申請することもできる。

直接代理の場合、代理人は他人の名義において他人の利益のために行動するため、**委託者**本人が vUA 決定の受領者となる。この場合は、日本の輸出者が（代理人を立てず）直接申請した場合と同様、vUA 決定が輸入手続きにおいて拘束力を発揮しない。

一方、EU 非居住者である企業が**間接代理**によって vUA 決定を申請した場合、代理人は自己名義で他人の利益のために行動するため、**代理人**が vUA 決定の受領者となり、輸入取引において、vUA 決定が税関当局に対して拘束力を発揮する。但し、EU に設置した同じ間接代理人が（EU）域内自由流通のための通関申告を行うことが条件である。

関税の払い戻し・関税免除の禁止（ドローバック禁止）

本協定にはドローバック⁷禁止の規定がない。

（「ドローバック禁止」とは、とくに国内加工の税関手続き等によって、輸出用の製品の材料であることを理由に所定の関税の免除や払い戻しの対象となった非原産材料が生産に用いられた原産品に対して、特惠証明の発行を禁止する規定を言う。）

原産品の要件（第三・二条）

次に掲げる製品は、第三章に規定する他の全ての要件を満たす場合、原産品とされる。

- a) 第三・三条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される製品
- b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される製品
- c) 非原産材料を使用して生産される製品であって**附属書三-B に定める全ての関連する要件を満たすもの**

上記のうちc)は、他国との自由貿易協定では「十分な作業・加工」と認識される原産地規則に相当するケースだが、日 EU・EPA にはこうした規定がなく、**附属書三-B の「品目別原産地規則」**に定める基準が適用される⁸。

⁷ 訳注：ドローバック（Drawback）とは、物品が最初に域内に輸入された際に関税その他の諸税を支払い、加工後、再輸出する際に払い戻しを受けることを認める制度。EU の再輸出手続きについてはジェトロウェブサイト「[EU 関税制度 その他 再輸出手続き詳細](#)」も参照。

⁸ 訳注：品目別原産地規則にかかる規定の位置づけが、EU がこれまで第三国と締結した FTA と異なることを説明している。たとえば EU 韓国 FTA では「原産品の定義に関する議定書」第 5 条「十分な作業・加工（Sufficiently worked or processed products）」において品目別原産地規則が規定されている。

品目別原産地規則（附属書三-B）及びその注釈（附属書三-A）

第三・二条 1 項 c) に基づく原産品資格の取得の基準は附属書三-B の「加工リスト」に記載されている。その前の附属書三-A は「品目別原産地規則の注釈」である。

さらに付録三-B-1 「特定の車両及び車両の部品に関する規定」が附属書三-B を補完する。

第三・二条 3 項の規定によって、他国との特惠規則と同様に、原産品資格の段階的な取得が可能である。

加工リストの構成

附属書三-B には原産品資格の取得基準が品目グループ別に掲載されている。加工リストの表は二段の欄で構成される（従来の各種原産地プロトコールとは異なるが、CETA とは部分的に類似している）。

フォーマットの便宜上、「部」（セクション）と「類」（チャプター）の番号は一欄（「特定の品名の記載を含む統一システムの基づく分類（2017 年）」）に記載され、それぞれの項目名は二欄（品目別原産地規則）に記載されている。（訳注：日本語版のフォーマットは若干異なる。）

さらに一欄には該当する品目の範囲、すなわち統一システムの項と号、又はより具体的な品名が記載されているが、品目別原産地規則そのものはこの部分に対応する二欄に明記されている。規則が数種類ある場合は、その欄に「又は」の一語を用いて併記している。（従来の原産地議定書の第 4 欄にあるような）選択的規則の専用欄はない。

原産品資格の取得の一般原則

注釈一には一般原則が記載され、原産品資格の取得について以下の方法を掲げる。

- 関税分類の変更
- 非原産材料の最大限の割合又は最小限の域内原産割合を基準とした一定程度の付加価値の創造
- 特定の生産工程
- 又は附属書三-A 及び附属書三-B に定めるその他の要件

関税分類の変更

原産地規則としての関税分類の変更は、他国との協定で知られる統一システム（HS）上の項の変更（「項の変更」）だけを意味するのではなく、いくつかのレベルでの分類の変更を指す。加工リストにおいて、こうした分類の変更に対して使用される略号は注釈二の5号にて説明される。

- CC 類の変更（Change in Chapter / „Kapitelwechsel“）
- CTH 項の変更（Change in Tariff Heading / „Positionswechsel“）
- CTSB HSの項のサブレベルに当たる6桁の号の変更（Change in Tariff SubHeading / „Unterpositionswechsel“）

但し、上記の「関税分類の変更」が適用されるのは、使用された**非原産**材料においてのみである。

付加価値の創造

付加価値の創造によって原産品資格を取得する場合は、注釈四の関連用語の定義を参照せねばならない。この注釈には、工場渡し価額や本船渡し価額の定義に加え、加工リストに記載された価額規則の説明が記述されている。

- EXW 従来の自由貿易協定と同様の定義に基づく工場渡しの価額。
- FOB 本船渡しの価額で、使用された全ての材料の費用、生産費用、そこで発生したその他の費用、輸出港までの輸送費と利益を含むもの。
- MaxNOM パーセンテージで表示される非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）（maximum value of non-originating materials）。
- RVC パーセンテージで表示される製品の最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）（minimum regional value content）、すなわち生産国で創造されなければならない最小限の付加価値。
- VNM 製品の生産において使用される非原産材料の価額で、その内容は同注釈にてさらに詳細に定義される。（value of non-originating materials）

二欄には付加価値の度合いを評価する基準として、複数の選択肢が挙げられているケースも多い。例) 「MaxNOM 50% (EXW) 又は RVC 55% (FOB)」

RVC	FOB 価額に対して最小限の域内原産割合を基準とする方法は日本の自由貿易協定における通常の規則に則ったものである。 域内原産割合はFOB 価額から、使用された全ての非原産材料の価額を差し引いて算出される。
MaxNOM	EXW 価額に対する非原産材料の最大の割合 (MaxNOM) を基準とする方法はEU の従来の自由貿易協定における価額規則に対応したものである。

選択的な基準にすることによって、各締約国の経済当事者がリストのいずれかの条件を自由に選べるという利点が得られる。通常の計算方法を適用できるため、既存の計算ソフトをそのまま利用することも可能である。

生産工程

加工リストにおける生産工程については、注釈五にいくつかの定義が規定されている。

紡織用繊維産品

統一システム第十一部の紡織用繊維産品において要件となる工程に関しては、ほとんどの場合具体的な記述がある。例えば、第 6203 項については（「織り糸による生産」とした上、脚注での説明を加えている従来の加工リストと異なり）次のように記載している。

製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組み合わせ又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）

注釈六には「なせん（独立の作業）」など、紡織用繊維産品の原産地規則に関する用語の定義がある。

注釈七と八には、これらの産品に適用される特定の許容限度が規定されている。

品目別原産地規則の具体例

EU において次の非原産材料を使用し、第 8504 項に該当する変圧器が生産されるとする：

銅線、	第 7408 項、	価額：工場渡し価額の 30%
変圧器の部品、	第 8504 90 号、	価額：工場渡し価額の 15%

その他の構成品は原産材料。

第 8504 項に適用される品目別原産地規則は下記の通りである：

第八十五類	気機器及びその部品並びに、録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
...	...
85.03-85.18	CTH MaxNOM 50% (EXW) 又は RVC 55% (FOB)

品目別原産地規則の注釈（附属書 3-A）には次の説明がある：

注釈二の 3：

一の産品は、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象となる場合において、そのいずれかの品目別原産地規則を満たすときは、原産品とする。本品は選択的な品目別原産地規則の対象になる。

産品と同じ項に当たる 8504 90 号の部品が使用されるため、**第一**の要件である CTH（項の変更）は満たしていない。

一方、本品の非原産材料の合計価額が最大限の割合（MaxNOM）の 50%を超えないため、**選択的な**価額の規則を満たしている（この価額の規則の計算について、二つの選択的な計算方法が規定されている）。

従って、本品は原産品に該当する。

特定の車両及び車両の部品に関する規定（附属書三-Bに関する付録三-B-1）⁹

附属書三-Bに関する付録三-B-1には特定の車両及び車両の部品に関する特別な原産地規則が規定されている。その一部は品目別原産地規則に代わるもので、また一部は品目別原産地規則を補完する更なる選択的規則である。

例えば、附属書三-Bには、HSの第8703項の車両について次の規則がある

MaxNOM 45% (EXW) 又は RVC 60% (FOB)

但し、この規則は協定が発効した七年目以降に適用されるもので、それまでの期間については下記のような規定がある。

- 一年目から三年目の末日まで：MaxNOM 55 % (EXW) 又は RVC 50% (FOB)
- 四年目から六年目の末日まで：MaxNOM 50 % (EXW) 又は RVC 55 % (FOB)

付録三-B-1（第三節）の規定によれば、第8703.21号から第8703.90号までの各号の自動車に使用される特定の部品は、附属書三-Bの規則を満たす場合、又は第三節に掲げた生産工程が該当する場合、締約国の原産材料とみなされる。

累積規定については「累積」の項目を参照。

⁹ 訳注：特定の車両及び車両の部品に関する規定の詳細については、ジェトロ解説書「4-3-6 自動車・自動車部品の原産地規則」も参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa201908.pdf

十分な変更とはみなされない作業又は加工（第三・四条）

第三・四条には生産として十分でないとする全ての作業が記載されている。このような作業は通常、「最低作業」と呼ばれる。他国との特惠規則と同様、日 EU・EPA においても「全体的検討の原理」（Gesamtbetrachtungsprinzip）が適用される。¹⁰

十分な作業・加工又は生産について規定する専用の条項を設けている他国との協定とは異なり、本協定には、加工リストの適用について「最低作業を超える作業」であるとの要件は明記されていない。それに代わる規定として、第三・四条1項には「三・二条1（c）の規定にかかわらず」、締約国における製品の生産において、同条に掲げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該製品は原産品とみなされないことが記載されている。

さらに、同条の2項には最低作業に関連して「単純」という言葉の定義がある。ある工程を行うために専門的な技能又は特別に生産われ、若しくは設置された機械、器具若しくは設備等を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とみなされる。

¹⁰ 訳注：製品の各生産過程において、最低作業でない加工工程が少なくとも一つあることを条件とする原理。詳細はジェトロ解説書「4-2 品目別規則に関する例外規定 十分な変更とはみなされない作業又は加工（ミニマルオペレーション）」も参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa201908.pdf

累積（第三・五条）

日 EU・EPA には二国間の累積について二つの方法が提示されている。

- 限定的： 一方の締約国で産品を生産するにあたり、他方の締約国の原産品と証明された材料は、生産が行われる締約国の原産材料とみなされる（第三・五条1項）。

- 非限定的： 産品が生産される締約国において原産品資格を取得する際、もう一方の締約国で非原産材料について行われた生産は、産品が生産される締約国で実施された工程とみなすことができる（第三・五条2項）。
他方の締約国で実施された生産工程の証明として輸出者／生産者は供給者から附属書三-C に規定された情報を提供される。これらの情報には内容が正確で完全である旨の宣言も含まれる。

他方の締約国で実施された作業が第三・四条1項 a)～q)に掲げる一つまたは二つ以上の作業のみである場合、第三・五条1項及び2項の規定は適用できない。第三・四条に掲げる作業は「十分な変更とはみなされない作業又は加工」（別称「**最低作業**」）である。

注意事項：

附属書三-B に関する付録三-B-1 には特定の車両及び車両の部品に関する特別な原産地規則が規定されている。同付録の第五節によれば、両締約国は、自由貿易協定をそれぞれ締結している第三国を原産地とする原産材料を対象とした**多国間累積¹¹**を決定することができる。

但しこのような取り扱いは統一システムの第 87.03 項の自動車の生産において使用される第 84.07 項、第 85.44 項及び第 87.08 項の材料に限定される。

¹¹ 訳注：multilaterale Kumulierung（英語では multilateral cumulation）。ジェトロ調査レポート「特惠関税に関する原産地規則（EU）」（2018年）において「第三国累積」として説明（「1.（3）③第三国累積」参照）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/6bbb6fc0f1622502/20180023.pdf

許容限度（第三・六条）

許容限度の適用については第三・六条に独立した規定がある。

第三・六条1項に基づく統一システム第1～49類又は第64～97類に該当する製品に関する**一般的な**許容限度：

製品の生産において使用される非原産材料が、附属書三-Bに定める要件を満たさない場合でも、全ての非原産材料の価額が当該製品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えない限り、これらの非原産材料の使用が認められる。

附属書三-Bに非原産材料の最大価額のパーセンテージが定められている場合には、許容規則が適用されてもこのパーセンテージを遵守しなければならない。

ある製品が「完全に得られる製品」の規則（第三・三条）に則って原産品とされる場合、許容限度は適用できないが、附属書三-Bの品目別原産地規則の適用に当たって使用される材料が完全に得られた又は生産された製品であることが義務付けられる場合には、許容限度の適用が容認される。

第三・六条1項b)に基づく紡織用繊維製品に関する**特別な**許容限度は附属書三-Aの注釈六から注釈八に規定される。

会計の分離（第三・八条）¹²

原則として、ある製品の生産に使用される**代替性**のある原産材料と非原産材料は物理的に分離して保管することによって、製品がどの材料から生産されたのか随時特定できるようにしなければならない（同一性原則）。

一方、会計の分離とは、上述の物理的な分離の代わりに、一定の基準を満たした在庫管理システムによって代替性のある原産材料と非原産材料の特定を図っても良いとする仕組みをいう。

「代替性のある材料」は、種類及び商業上の品質が同一であり、同一の技術的及び物理的特性を有し、製品の生産過程での使用において区別することができないものをいう。

他国との特惠規則では会計の分離の適用が許可制となっており、分離保管が重大な費用または実質的な困難を伴う場合のみ適用できるが、日 EU・EPA では（*会計の分離の*）適用に認可は必要なく、このような経済的要件も設けられていない。

¹² 訳注：会計の分離については、ジェトロ「日 EU・EPA 解説書 4-4-1. 代替性のある材料（会計の分離）」も参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa201908.pdf

変更の禁止（第三・十条）

第三・十条によれば、原産品は輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならず、何らかの改変を行ってはならず、並びに当該原産品を良好な状態に保存するために必要な範囲を超える作業又は加工を行ってはならない。但し、輸入締約国の特定の国内的な要件の遵守するためのマーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程は容認される。

また、以下の処置は第三国において行うことができる：

- 第三国において税関の監視の下に置かれていることを条件とした製品の蔵置。
- 第三国において税関の監視の下に置かれていることを条件とした製品の展示。
- 分割が輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視の下に置かれていることを条件とした貨物の分割。

第三・十条4項の規定によって輸入締約国の税関当局は、同条1項から3項までの規定が遵守されているかどうかについて疑義がある場合には輸入者に対して遵守の証拠を要求する事が出来る。

この証拠は船荷証券等の契約上の運送書類、事実関係の又は具体的な証拠（包装の表示又は包装に付された番号に基づくもの）、製品自体に関連する証拠等、「何らかの方法によるもの」とされている。

産品が締約国以外の領域で積み替えられる場合、上記の証拠として、当該産品が税関の監視の下で積み替えられたことを表明する第三国の「非加工証明」（non-manipulation certificate）の提示も可能である。

返送される産品（三・十一条）

第三・十一条の規定によれば、締約国から第三国に輸出され、その後当該締約国に返送された原産品は、非原産品とみなす。但し、税関当局に対し、その返送された原産品について次の要件が満たされていると当該税関当局が認めるに足りる十分な立証が行われる場合は、この限りでない。

- a) 輸出された当該締約国の原産品と同一のものであること。
- b) 返送された原産品を良好な状態に保存するために必要な工程以外の工程が行われなかったこと。

付属品、予備部品、工具（第三・十二条）

第三・十二条は付属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に関する規定で、次の場合に適用されるものである。

- 付属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料（以下「付属品等」）が産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない場合
- 付属品等の種類、数量及び価額が産品について慣習的なものである場合

産品の付属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有する。

産品の原産地資格の審査の際には次の方法による：

産品が完全に得られたものであるかどうか又は産品が附属書三-Bに定める生産工程の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、付属品等については、考慮しない（第三・十二条2項）。

産品が附属書三-Bに定める価額の要件を満たす場合、当該産品に価額の要件を適用するための算定において、付属品等の価額を場合に依じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

（第三・十五条¹³3項）

¹³ 訳注：実際には第三・十二条3項。

梱包・包装材料（第三・十四条及び第三・十五条）

本協定では他国との特惠規則の場合よりも輸送用の梱包材料・梱包容器と小売用の包装材料・包装容器が明確に区別される。

第三・十四条の規定によって、輸送中の産品を保護するために使用される**輸送用**の梱包材料及び梱包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。

産品を**小売用**に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるもの（「Umschließung¹⁴」ともよばれる）として分類される限り以下の扱いを受ける：

附属書三-Bに定める該当する関税分類の変更若しくは生産工程を行ったかどうか又は当該産品が完全に得られたもの又は生産されたものであるかどうかを決定するにあたって、これらの包装材料・包装容器も考慮しない。（第三・十五条1項）

産品が附属書三-Bに定める価額の要件の対象となる場合、当該産品に価額の要件を適用するための算定において、場合に応じて包装材料や包装容器の価額を原産材料又は非原産材料として考慮する（第三・十五条2項）。

¹⁴ 訳注：「包み」の意味。

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569